



南信州広域連合 広域計画書

【第2次計画】

[計画期間:平成17年度～平成21年度]

南信州広域連合

広域計画改定にあたり

当広域連合は、飯伊広域行政組合で行っていた事務に、介護認定審査、広域的なごみ処理等の事業を加え、平成 11 年 4 月に発足しました。また、同年 11 月には広域連合議会の議決を経て広域計画を策定しました。

広域計画は、広域連合を組織する飯田・下伊那の市町村やその住民に対して広域連合が掲げる目標や事務処理の方針を具体的に示し、広域連合や関係市町村が事務処理を行っていくための指針となる計画です。

広域計画策定以降、平成 12 年 4 月から介護保険制度が開始され、特別養護老人ホームの運営管理については、いわゆる民営化を進めています。また、平成 14 年 12 月からは新焼却場が稼働するほか、平成 12 年度から広域イベント事業に取り組むなど広域連合の内容も変化してきました。

国が「平成の大合併」ともいわれる市町村合併を推し進める中、当広域連合では、「変革期における市町村の在り方研究(H13)」「飯田・下伊那がひとつになったら(H14)」として今後の地域の在り方について研究を行ない、「1 郡 1 市構想」や「地域自治政府」の提案をしてきました。

その後、地域内で市町村合併を模索する動き、また、町村と県の職員が協働して「新たな自治体運営“南信州モデル”実践プラン」を提案するなど、様々な動きがありました。

このような大きな変化の中、今回の計画見直しについては、現段階で広域計画を大きく変更することは困難でしたので、広域計画策定後の変化を反映させる小規模な変更としましたが、今後、新たな変化が生じた場合は、その時点で修正を加えていくこととします。

いずれにしても、地域経済の自立度向上など、福祉や教育に加え、市町村が取り組まねばならない数多くの課題があります。広域連合と市町村との連携をより強固にし、18 市町村が「飯伊はひとつ」という認識のもと、協力し合って新しい時代に対応していきたいと考えます。

平成 17 年 3 月

南信州広域連合

広域連合長 牧野光朗

地域の概要

当圏域は、長野県の最南端に位置し、南アルプスと中央アルプスに挟まれた東西53.1km、南北53.7km、総面積が1,929k㎡と広大な地域のうちの約50%を山林が占める中山間地域であり、18の市町村で構成される人口約18万の圏域です。

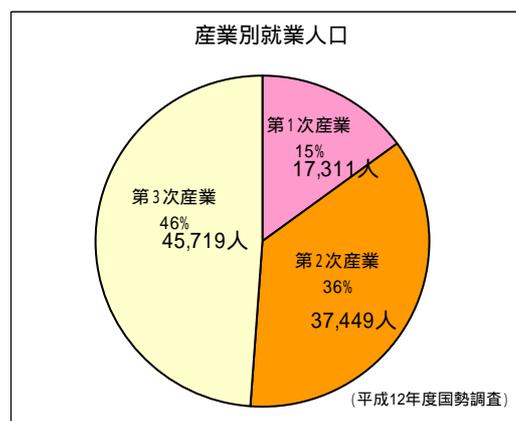
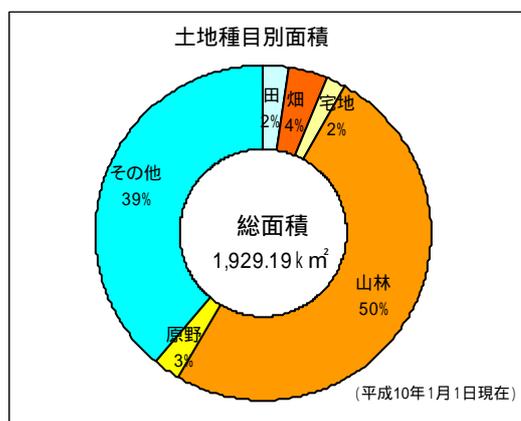
標高3,000mのアルプスや伊那山地等の山々に囲まれ、地域の中心を流れる天竜川に各支流が流れ込んでいることもあり、河岸段丘など変化に富んだ地形が形成されています。

飯田市をはじめとする北部地域には、市街地や工業団地が集積し、また、なだらかな段丘には果樹園などの農地が拓けています。また、南アルプス山麓の南部地域は、急峻な谷合に集落が散在し、山岳観光や伝統のある民俗芸能などの資源に恵まれた地域です。また西部地域は爽やかな高原が広がり、中京方面を中心に多くの観光客が訪れます。

構成市町村の現況

市町村名	人口			世帯数	面積 k㎡
	総数	男	女		
飯田市	106,835	50,858	55,977	36,805	325.35
松川町	14,221	6,903	7,318	4,290	72.90
高森町	12,940	6,182	6,758	3,944	45.26
阿南町	5,950	2,822	3,128	1,926	123.35
清内路村	739	357	382	265	44.16
阿智村	6,070	2,906	3,164	1,769	113.07
浪合村	753	363	390	290	57.24
平谷村	643	304	339	258	77.40
根羽村	1,231	599	632	470	89.95
下條村	4,226	2,027	2,199	1,205	37.66
売木村	698	325	373	293	43.55
天龍村	2,046	942	1,104	876	109.53
泰阜村	2,109	985	1,124	706	64.54
喬木村	7,002	3,400	3,602	2,043	66.62
豊丘村	7,084	3,422	3,662	1,980	76.85
大鹿村	1,387	678	709	591	248.35
上村	772	382	390	314	126.51
南信濃村	2,191	1,025	1,166	909	206.90
合計	176,897	84,480	92,417	58,934	1,929.19

(毎月人口異動調査による推計人口/平成16年10月1日現在)



飯伊地域の計画

…モデル定住圏に指定	昭和54年8月
飯伊地域広域市町村圏計画	昭和45年度～昭和55年度
飯伊地域新広域市町村圏計画	昭和56年度～昭和64年度
第2次新広域市町村圏計画	平成2年度～平成11年度
…飯伊地方拠点都市地域に指定	平成5年2月
飯伊地方拠点都市地域基本計画	平成5年度～平成18年度 (平成16年度に期間延長)
…ふるさと市町村圏に指定	平成6年7月
飯伊地域ふるさと市町村圏計画	平成12年度～平成21年度
…南信州広域連合設立	平成11年4月
南信州広域連合広域計画	平成11年度～平成16年度
南信州広域連合第2次広域計画	平成17年度～平成21年度

広域圏の位置

(H17.3.31 現在)

飯田市・上村・南信濃村と
阿智村・浪合村の合併が予定
されています。



目次

南信州広域連合広域計画

1	ふるさと市町村圏計画の基本方針に関する事	1
2	ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	3
3	地方拠点都市地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	4
4	広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	5
5	市町村間の人事交流の連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	7
6	広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	8
7	介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	9
8	広域的な課題の調査研究に関する事 広域的な福祉の推進に関する事 広域的な地域情報化の推進に関する事 大学誘致に関する事	10
9	消防に関する事（消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。）	12
10	特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事	14
11	老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関する事	16
12	短期入所生活介護事業の管理及び運営に関する事	17
13	知的障害者更生施設の設置、管理及び運営に関する事	18
14	知的障害者グループホームの設置、管理及び運営に関する事	20
15	ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の広域化計画の策定並びに同計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事	21
16	ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事	23
17	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事	24

18	保養宿泊施設伊良湖岬信州の設置、管理及び運営に関する事	26
19	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合 が処理することとされた次に掲げる事務	27
	火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関する事	
	液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事	
20	広域計画の期間及び改定に関する事	28

1 ふるさと市町村圏計画の基本方針に関すること

【経緯】

飯伊地域は、従来から文化や経済、社会的なつながりをもった生活圏であり、行政や住民間の交流が盛んな地域として、その一体性を育んできた。

昭和44年に広域市町村圏に指定されて以来、圏域の計画的、一体的な振興を目的とした下記の振興計画を策定し、推進してきた。

・飯伊地域広域市町村圏計画

昭和45年3月策定 計画期間：昭和45年度～昭和54年度

・新広域市町村圏計画

昭和55年3月策定 計画期間：昭和55年度～昭和64年度

・第2次新広域市町村圏計画

平成2年3月策定 計画期間：平成2年度～平成11年度

・飯伊地域ふるさと市町村圏計画

平成12年8月策定 計画期間：平成12年度～平成21年度

また、平成6年には自治省のふるさと市町村圏推進要綱による「ふるさと市町村圏」に選定されたことにより、20億円の「ふるさと市町村圏基金」(拠点分)を設置し、その果実を活用した各種地域振興事業を展開している。

【ふるさと市町村圏計画の構成】

計画は、基本構想、基本計画、実施計画と広域活動計画で構成する。

(1) 基本構想

基本構想は、飯伊地域の課題に対応した、地域の振興発展の将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示す。

なお、基本構想は計画期間を10年間とし、構想期間満了時に改定するものとする。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、地域の総合的かつ一体的な整備を行う施策の体系を定め、地域の将来像を達成するために必要な広域的事業に関する計画をもって構成する。

基本計画は、前期及び後期の各5年間とする。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に掲げる事項の実現をはかるため、県及び関係市町村等が実施する主な事業について、その具体的な計画を定めるものとして、前年度までの取り組みを点検しながらローリングする3ヶ年を期間と

した計画とする。

(4) 広域活動計画

広域活動計画は、基本計画の一部とし、ふるさと市町村圏基金の果実を活用して実施する各種ソフト事業等の推進を図るために作成する。

事業を実施する上での基本方針、基本計画、個別事業の内容、事業主体、事業費、財源等について取りまとめ、毎年度計画の見直しを行う。

【施 策】

広域連合は、関係市町村と協力して、飯伊地域ふるさと市町村圏計画の策定及び事業の実施に必要な連絡調整を行う。

2 ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【経緯】

平成12年度に策定した飯伊地域ふるさと市町村圏計画に基づいて県及び関係市町村等は事業をすすめている。

また、平成6年度からは、ふるさと市町村圏基金の果実を活用し、広域連合及び関係市町村は、協力して各種ソフト事業を展開している。

【今後の方向】

- (1) 飯伊地域ふるさと市町村圏計画の基本構想及び基本方針を実現するため、地域の自主性と創意工夫を生かし、広域連合及び関係市町村とが適切に機能分担、連携を図りながら、魅力的で特色ある産業の形成、定住環境の整備、コミュニティー活動の充実等一体的な地域づくりのための事業を推進していく。
- (2) 低金利状況が続く中、基金の的確な運用に努める。

【施策】

- (1) 関係市町村は、ふるさと市町村圏計画の実施計画に基づく事業について、広域連合と協議しながら事業を推進する。
- (2) 広域連合は、関係市町村と共同して広域活動計画に基づいた次のソフト事業を行う。

地域活性化の推進

産業振興の推進（特に広域的観光振興）

人材育成及び人材確保の推進

文化振興の推進

国際交流の推進

高度情報化の推進

長寿社会対策の推進

広域的なイベント

3 地方拠点都市地域の振興整備に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【経緯】

飯伊地域は、地方の自立的成長を促進し、国土の均衡ある発展を図ることを目的として、平成5年12月に「アルプス交流文化都市圏の創造」を基本理念とした、飯伊地方拠点都市地域基本計画（目標年次 平成5年から概ね10年間）を策定し、各種施策を展開している。

【現状と課題】

- (1) 基本計画に基づいて、飯伊地域内に形成する「都市・産業ゾーン」、「段丘居住ゾーン」、「中山間地域開発ゾーン」の3つのゾーン機能を拡充強化するため、各市町村が個性と特長を生かした広域的な機能分担と連携による一体的な整備を行うことが必要であり、関係市町村は、各ゾーン機能をさらに高めるための拠点地区を中心とした、各種事業を展開している。
- (2) 国土交通省は、地方拠点都市地域の整備の基本計画達成を支援するため、アクションプログラムを策定し、道路等の社会資本整備を計画的に推進しており、事業の進行管理を実施している。
- (3) 若者らの人口流出、過疎化や高齢化など地域の活力低下が依然大きな問題となっているため、地域が持つ豊かな自然や歴史的、文化的資源を生かし、魅力ある就業機会の確保や多様な都市機能の整備を行うことが課題となっている。
- (4) 基本計画の目標年次を迎えたことから、計画の見直しが必要となっている。

【施策】

- (1) 広域連合及び関係市町村は、基本計画の期間を平成18年度まで延長した上で、基本計画の点検評価と計画見直しを行なう。
- (2) 広域連合は、関係市町村が基本計画に基づき実施する各種事業等について、国及び県並びに関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 関係市町村は、基本計画に基づく事業について、広域連合と協議しながら計画的に事業を推進する。

4 広域的な幹線道路網構想及び計画の策定並びに同構想及び計画に基づく事業の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【現状と課題】

当地域の道路網は、その多くが山間部であることから地域間を結ぶ幹線道路が限られ、また急峻な地形と脆弱な地質により、危険でかつ線形不良、狭小幅員区間が多く、これまでも国及び県、並びに市町村において整備改良が行われてきたが、依然未改良区間が多く、地域の拠点都市である飯田市へのアクセスはもちろんのこと、近隣町村間のアクセス道路の改善が課題となっている。

ごみ処理の広域化に伴う処理施設の統合により、毎日のごみ運搬の円滑化、また、救急救命率向上のため、医療施設への患者搬送時間の短縮等に対応した道路整備が必要である。

【施 策】

- (1) 広域連合は、平成 1 5 年 5 月に広域的な幹線道路網構想及び計画を策定した。
- (2) 広域連合は、同構想及び計画に基づく計画的でかつ効率的な整備を促進するため、国及び県に対する働きかけを関係市町村及び各事業の建設促進期成同盟会等と協力して行う。
- (3) 関係市町村等は、広域的な幹線道路網構想及び計画に基づく計画的な道路整備を行う。
- (4) 広域的な幹線道路網構想及び計画に位置づけられた道路は別表のとおりである。

別表

1 広域交流への支援[国土の発展][高規格・骨格幹線道路]	
高規格・骨格幹線道路ネットワーク 広域交流を促進する道路	
中央自動車道	(国) 153号
三遠南信自動車道(国道474号)	(国) 256号
(国) 151号	(国) 418号
(国) 152号	
2 個性豊かな地域づくり[地域拠点を結ぶ主要幹線道路]	
地域の拠点を結び地域づくりを支援	
三遠南信自動車道(国道474号)	(国) 153号
(国) 151号	(国) 256号
(国) 152号	(国) 418号
(主) 飯田富山佐久間線	(主) 飯田(停)線
(主) 飯田南木曾線	(主) 松川インター大鹿線
(主) 飯島飯田線	(主) 天竜公園阿智線
(主) 伊那生田飯田線	(主) 下条米川飯田線
(一) 市田(停)上市田線	(一) 温田(停)早稻田線
(一) 市田(停)線	(一) 上川路大畑線
(一) 市場桜町線	(一) 上飯田線
(一) 時又中村線	(一) 下久堅知久平線
(一) 米川飯田線	(一) 駄科大瀬木線
(一) 深沢阿南線	(一) 親田中村線
(都) 大門今宮線	(都) 羽場大瀬木線
(都) 大門座光寺線	(都) 桐林大明神原線
(都) 知久町中村線	
広域農道[伊那南部](飯田市・松川町・高森町・喬木村・豊丘村)	
竜東一貫道路(高森町・喬木村・豊丘村)	
(市) 伊豆木下瀬線	(村) 6号線(喬木村)
(市) 日之出町江戸町線	(村) 7号線(喬木村)
(市) 島垣外宮ヶ洞線	(村) 1号線(上村)
(市) 祝沢線	(村) 4号線(上村)

(国)・・・国道 (主)・・・主要地方道 (一)・・・一般県道 (都)・・・都市計画道路
(市)・・・市道 (村)・・・村道

5 市町村間の人事交流の連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【現状と今後の方向】

今後、地方分権の進展により、市町村が行う事務量が増大し、高度化、専門化が進み、かつ、社会情勢の変化によって多様化する行政サービスに対応するためには、市町村職員の資質を向上させることが重要である。

行政事務の広域化や広域連合の発足により、市町村職員が広域的な視野を持つことが求められ、人事交流によって他市町村の先進分野を積極的に学ぶことで、互いの行政サービスをレベルアップさせる効果がある。

飯伊地域では、平成10年3月に18市町村と広域連合が職員の相互派遣による研修の協定を締結し、人事交流を実施している。

【施 策】

- (1) 広域連合及び関係市町村は、相互に協力して職員の人事交流の推進を図る。
- (2) 広域連合及び関係市町村は、職員人事交流のための体制を整える。

6 広域防災計画の実施に必要な連絡調整に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事

【現状と課題】

飯伊地域では、阪神淡路大震災の教訓や国及び県の防災計画の改定を受けて、広域的な視野に立った防災地域づくりや避難計画等の整備を盛り込んだ、広域防災計画（広域防災マスタープラン）を、平成8年度から平成10年度の3ヶ年間をかけて策定し、平成11年度には各市町村において地域防災計画が策定された。

これにより、関係市町村における防災対策の共同かつ計画的な推進目標が明確となった。

また、課題であった市町村災害対策本部への飯田広域消防の参画について派遣協定が締結されたことにより、連携体制の強化が図られた。

飯伊地域内の市町村と他地域の地方公共団体及びその他団体との間で締結した災害時応援協定等は以下のとおりである。

- ・ 長野県消防相互応援協定（平成8年2月14日締結）
- ・ 災害時医療救護協定（平成15年11月1日締結）
- ・ 三遠南信災害時相互応援協定（平成8年6月27日締結）
- ・ 災害時における飯伊18市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那特定郵便局との応援協定（平成9年8月25日締結）
- ・ 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定書（平成12年1月20日締結）
- ・ 市町村災害対策本部等への消防職員派遣協定（平成12年4月1日締結）

今後の課題として、各市町村の地域防災計画が有効に機能するために、平常時から広域連合及び関係市町村の連携や訓練を行う必要がある。

【施策】

- (1) 広域連合は、広域的な防災に関連した地域防災計画や相互応援協定の締結及び実施に係る連絡調整を行う。
- (2) 広域連合及び関係市町村は、災害時に地域防災計画や相互応援協定を有効に機能させるため、平常時から広域防災対策についての調査研究や訓練を実施する。
- (3) 災害や被害状況などの情報システムの共同設置及び情報の共用化について検討する。

7 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【現状と課題】

人口の高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症等により介護を必要とする高齢者が増加し、また家庭介護力の低下も加わり、高齢者の不安がより大きくなっている。

こうした中、平成12年4月から介護保険制度が導入された。

介護保険については、市町村が保険者として運営にあたり、広域連合は、介護保険事務のうち、介護認定審査会の設置、運営について共同処理する。

介護認定事務は、介護保険制度の根幹をなすもので、広域連合において共同で処理を行うことにより、公平、公正な審査、専門の医師等の確保、経費の節減等が期待できる。

介護認定審査事務を適正、迅速に行うため、医療、保健、福祉の各分野での協力と、事務体制の整備を行うことが必要である。

【施策】

- (1) 広域連合は、市町村の調査員（民間事業者を含む）が公平、公正な調査を実施するため、調査員の研修を行う。
- (2) 広域連合は、介護認定審査会の設置のため医療、保健、福祉の各分野の協力を得て、学識経験を有する委員の確保に努める。
- (3) 広域連合及び関係市町村は、介護認定支援システムを導入し、効率的な事務処理、関係市町村との認定調査データ等の連絡体制を整備する。
- (4) 広域連合及び関係市町村は、介護サービスの共同化について、引き続き検討を行う。

介護認定審査会（平成17年4月からの体制）

- ・審査会委員数 60人（医療分野：32人、保健分野：14人、福祉分野：14人）
- ・合議体の数 14合議体（通常合議体10、特別合議体4）
- ・1合議体の委員数 4～5人（通常合議体4人、特別合議体5人）

審査判定状況（平成16年度 審査回数269回）

区分	自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
件数(人)	28	2,105	3,184	1,462	1,310	1,334	1,578	11,001
構成比率(%)	0.3	19.1	29.0	13.3	11.9	12.1	14.3	100.0

8 広域的な課題の調査研究に関すること

【現状と課題】

地方分権や行政改革の推進、市町村合併の動向や多様化する行政ニーズ、少子高齢化、産業振興等、市町村の枠を越えて広域的な視点で取り組むことが必要な事項が今後ますます増加してくることが予想される。

飯伊地域が、それぞれの地域の特性を生かしながら一体的に発展していくために、それらの広域的課題について核になって調査研究することが必要である。また、そのための事務機能の充実と財政基盤づくりが課題である。

【今後の方向】

- (1) 関係市町村は、広域的な研究課題を広域連合に提案し、研究に必要な協力を行う。
- (2) 広域連合は、広域的な研究課題について必要な調査研究及び課題解決に向けた市町村間の連絡調整を行う。
- (3) 広域的な地域振興計画の策定に当たっては、広域連合設立基金も活用する。
- (4) 当面、次の事項について調査研究を行う。

広域的な福祉の推進に関すること

ア 少子高齢化社会への対応や障害のある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に参加できる仕組みを作るための施策の研究

イ 広域的な視点で整備すべき施設整備の研究

例)・高齢者に関わる施設

・障害者に関わる施設

・児童に関わる施設

・その他の社会福祉施設

ウ 福祉事業への民間活力の導入及び民間事業への自治体支援のあり方の研究

広域的な地域情報化の推進に関すること

ア 住民票の交付や図書館情報・貸出業務等の共同ネットワーク化の研究

イ C A T V等の共同運営等の研究

ウ インターネットを活用した情報発信の研究

エ 市町村職員の研修機会の研究

大学誘致に関すること

ア 飯伊地域における大学等の高等教育機関及び研究機関が充分とは言え

ない現状を踏まえ、広域連合及び関係市町村は、協力して必要な調査研究及び情報収集を行う。

イ 関係市町村長を委員とする、飯伊地域大学設置研究会を中心に、いろいろな情報に機敏に対応していく。

「変革期における市町村の在り方」の研究

合併特例法の期限（平成 17 年 3 月 31 日）も念頭に置くなかで、将来の飯伊地域の市町村の在り方について調査・研究を行うために、平成 13 年 11 月に各市町村の助役をメンバーとする「変革期における市町村の在り方研究会」を組織した。

平成 14 年 4 月にまとまった第 1 次の研究では、飯伊地域の人口や財政を中心とした調査を行い、「合併しない(そのまま・広域連合の充実) 合併する(ブロックごと・18 市町村の合併)」ケースについて研究を行った。

平成 14 年 11 月にまとまった第 2 次の研究では、18 市町村が一つになった場合、いわゆる一郡一市の自治体運営について研究した。

平成 32 年度（2020 年）の時点を想定し、「自治体運営の基本的考え方、自治の仕組み、職員体制、財政規模と行政サービスの水準等」についてまとめ、新たな自治の仕組みとして「地域自治政府」とそれを支える新たな地方行政の体制を提案した。

9 消防に関すること(消防団、消防水利施設及び防災計画に関する事務を除く。)

【現状と課題】

- (1) 昭和56年、1市4町5村により設立された一部事務組合「飯田地区広域消防組合」は、昭和61年には南西部1町9村の加盟と、その後2町と飯田市との合併が行われ、現在では、1市3町14村からなる広域消防組織に至っている。
- (2) 飯田広域消防本部体制は、消防本部と4消防署・6分署で、管轄区域には中央自動車道(岐阜県の一部を含めた協定による出勤区域)も含めている。
- (3) 住民が安心して暮らせる環境を保持するためには、災害発生を未然に防ぐ予防体制と、災害発生時に迅速な対応ができる消防・救急・救助体制の充実強化を図る必要がある。

そのためには正確な情報収集、隣接消防機関・防災関係機関等との連携の強化、地域内を一本化した通信指令体制の整備充実を推進する必要がある。

また、救命率向上のため高度救急処置用資機材の整備、救急救命士の育成及び救急隊員の資質向上を図る必要がある。

【今後の方向】

- (1) 従来の災害対応と合わせて予防消防に関する比重が重くなりつつあることから、日常的な防火安全対策と大規模災害時を想定する防災対策が必要であり、特に、テロ災害、SARSを代表とする感染力の強い伝染病等の特殊災害等対策を強化しなければならない。構成市町村等と協力して、これらの体制整備を進める。
- (2) 市町村間の均衡を図った消防力の充実と職員体制の一本化を進めるとともに、消防装備の整備や機動力の向上と、教育訓練充実に一層努力していく。
- (3) 長野県消防防災航空隊との連携を密にし、遠隔地救急搬送及び特殊災害における消防防災ヘリコプターの有効活用に務める。

【施策】

- (1) 消防装備の整備を行い、時代に即応した消防力の充実強化を図る。
- (2) 通信指令体制、デジタル無線整備等、情報網の整備と統一化を進める。
- (3) 高規格救急自動車を全消防署へ配備する。
- (4) 救急隊員教育とメディカルコントロール体制の充実強化を図る。
- (5) 救急救命士を消防署、分署及び消防本部警防課へ配置する。

- (6) 消防団及び民間防火団体等並びに警察署及び防災関係機関との協力体制を強化する。

火災発生件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
飯田市	48	50	52	74	44	56
松川町	10	8	13	9	9	6
高森町	9	5	12	10	7	9
清内路村		1	2		1	
阿智村	3	6	4	1	4	3
喬木村	4	6	1	10	2	5
豊丘村	6	12	2	4	1	4
大鹿村		1		1	2	
阿南町	2	5	3	5	3	7
浪合村			3			3
平谷村	2		1	1	1	
根羽村	1		1	5		1
下條村	1		2	1		6
売木村	2		1			1
天龍村	1	1	2	3	1	
泰阜村	2	2	1	1	7	6
上村	1	2			1	
南信濃村			4	1	2	
合計	92	99	104	126	85	107

救急出動件数

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
飯田市	2,232	2,468	2,700	2,900	2,778	3,171
松川町	250	252	245	311	298	344
高森町	307	304	299	373	300	404
清内路村	22	14	15	19	28	24
阿智村	241	246	305	327	302	314
喬木村	123	117	113	186	146	167
豊丘村	108	110	102	113	143	150
大鹿村	53	32	32	51	45	47
阿南町	213	213	213	252	232	247
浪合村	45	27	39	45	29	62
平谷村	38	50	60	46	57	59
根羽村	40	57	67	49	35	47
下條村	101	98	121	134	128	127
売木村	21	33	24	13	25	14
天龍村	59	77	72	76	86	78
泰阜村	31	33	30	19	16	27
上村	17	22	27	27	33	27
南信濃村	62	76	79	88	78	83
中央道	48	48	42	43	47	35
その他						1
合計	4,011	4,277	4,585	5,072	4,806	5,428

10 特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること

【現状と課題】

- (1) 飯伊地域における広域連合の特別養護老人ホームは、一部事務組合で設置、管理及び運営してきた。当初は阿南荘と飯田荘のみであったが、その後松川荘、天龍荘、阿智荘、遠山荘、喬木荘、第二飯田荘、やすおか荘、あさぎりの郷が開設されてきている。
- (2) 特別養護老人ホーム10荘は、平成16年4月より指定管理者制度を導入し、民間法人または設置市町村を指定管理者に指定し、運営管理を委ねている。
- (3) 飯伊地域の特別養護老人ホームの円滑な入所を行うために、施設ごとの入所申込み状況を常時提供するとともに、入所関連事務を行っている。
特別養護老人ホームの入所決定方法について、平成15年4月から入所調整検討委員会を設置し、従来の申込み順によるものではなく、入所の必要度の高い方が優先的に入所できる方法に変更した。
- (4) 広域連合が設置してきた特別養護老人ホームは施設の老朽化や設備の点で、開設時期の早い施設では大規模改修が必要となってきた。

【今後の方向】

- (1) 特別養護老人ホームの指定管理者が、利用者に対して魅力ある施設としての環境整備と介護内容の充実を図っていくよう管理をしていく。
- (2) 広域連合が設置した全ての特別養護老人ホームが、平成19年度末までに民間委託されることを目標とする。
- (3) 個室ユニット方式の増加等による施設の多様化、平成19年度末までに実施される民間委託化、介護保険法の改正等、特別養護老人ホームを取り巻く状況は変化しており、入所調整のあり方について研究を進める。

【施策】

- (1) 特別養護老人ホームは、設置、管理及び運営に関する覚書（平成16年3月16日締結。）の規程に基づいて設置、管理及び運営する。
- (2) 個室ユニット方式の施設等、需要に見合った施設の整備について研究協議し、必要な施設整備を進める。

施設別入所状況

(平成17年2月28日現在)

区分	特別養護老人ホーム														入所待機者数					
	施設	南信州広域連合										小計	法人			計			合計	
		飯田荘	第二飯田荘	阿南荘	松川荘	阿智荘	天龍荘	遠山荘	喬木荘	やすおか荘	あさぎりの郷		赤石寮	第二光の園		ゆい	みなの園(箕輪)	設楽寮(愛知県)		広済寮(岐阜県)
松川町	1	1	2	18	2	4	3	5	1	2	39	1			40			40	51	
高森町	2		1	3	1	2	2			16	27	2	1		30			30	59	
阿南町		1	25			1			1		28	23	1		52			52	26	
清内路村					3					1	4		1	2	7			7	3	
阿智村	3		3	1	14	1			1		23	4	3	2	32			32	21	
浪合村			3		1	1			1	1	7				7			7	1	
平谷村											0		1		1			1	1	
根羽村				1							1	3			4		1	5	6	
下條村	1		4			1			1		7	2	9		18			18	8	
売木村											0	4	1		5			5	0	
天龍村			3			12	1		3		19	3		1	23			23	23	
泰阜村			4	1	1				12		18			1	19			19	8	
喬木村	2	3	3	2				15	1	2	28		1	1	30			30	22	
豊丘村			3	3	2			1	3	7	19	2	1	4	26			26	35	
大鹿村		1	1	4	2		1	1	1		11			1	12	1		13	9	
上村		1				2	1	1	1	2	8				8			8	2	
南信濃村			1			2	19				22				22			22	29	
郡計	9	7	53	33	26	26	27	24	25	31	261	44	19	12	336	1	1	0	338	304
飯田市	79	41	27	17	24	24	14	25	25	26	302	25	8	40	375			1	376	420
郡市計	88	48	80	50	50	50	41	49	50	57	563	69	27	52	711	1	1	1	714	724

郡外からの入所										2	2		1		3				3	6
県外からの入所		1									1	1	2		4				4	4

合計	入所実数	88	49	80	50	50	50	41	49	50	59	566	70	30	52	718	1	1	1	721	734
	定員	110	50	80	50	50	50	42	50	50	60	592	70	30	54	746					

平成17年4月1日現在で民間に運営を委託している特別養護老人ホーム
 阿南荘・松川荘・阿智荘・天龍荘・やすおか荘・あさぎりの郷

11 老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営並びに入所調整に関すること

【現 状】

- (1) 養護老人ホームの入所措置を公正かつ適切に行うため、飯伊地域においては、「老人ホームへの入所措置等の指針について(平成12年11月22日厚生省社会局長通知)」により、飯伊老人ホーム入所判定委員会を設置して、入所措置の要否を判定している。
- (2) 飯伊地域には、養護老人ホームが4荘(入所定員280人)あり、市町村の不均衡をなくし、円滑な入所を行うため、入所調整を行っている。
- (3) 入所調整は、入所判定により入所が必要と判定された順番を待機者の順番とし、入所定員総数に対しての飯田市と町村の割合により、入所措置している。

【今後の方向及び施策】

(1) 入所判定事務

関係市町村は、入所申請があった場合、適切な調査を行い入所判定審査票を広域連合に提出する。

広域連合は、入所判定委員会を設置運営し、公平、公正な判定を行う。

(2) 養護老人ホームの入所調整は、広域連合が継続して行う。

平成16年度 養護老人ホ - ム・特別養護老人ホームの入所判定・入所利用申込の状況

(平成17年2月28日現在)

市町村名	養護老人ホ - ム					特別養護老人ホ - ム				
	前年度待機数	入所申込件数	入所件数	入所取下げ	待機者数	前年度待機数	入所利用申込件数	入所件数	入所取下げ	待機者数
飯田市	74	13	16	19	52	404	158	58	84	420
松川町		2	1		1	57	10	5	11	51
高森町	1				1	64	11	3	13	59
阿南町	2		2		0	31	10	9	6	26
清内路村	1		1		0	3	2		2	3
阿智村					0	27	8	6	8	21
浪合村	1				1	2	4	2	3	1
平谷村					0		1			1
根羽村					0	6				6
下條村		1	1		0	13	7	2	10	8
売木村					0	1	1	2		0
天龍村	2	3	2	1	2	20	11	3	5	23
泰阜村	1	1	1		1	8	3	2	1	8
喬木村		2			2	24	4	1	5	22
豊丘村	1	1	1	1	0	42	9	6	10	35
大鹿村	1				1	9	5	3	2	9
上村	1	1	1	1	0	3	2	3		2
南信濃村	3				3	38	11	13	7	29
計	88	24	26	22	64	752	257	118	167	724
都市以外	3	3	3	1	2	11	4	1	4	10
合計	91	27	29	23	66	763	261	119	171	734

12 短期入所生活介護事業の管理及び運営に関すること

【現状と今後の方向】

- (1) 広域連合の特別養護老人ホームは平成16年4月より指定管理者制度を導入し、施設の運営管理を指定管理者に委ねているが、短期入所生活介護事業も同様に指定管理者が行っている。
- (2) 特別養護老人ホームでは、寝たきりなど要介護等認定を受けた高齢者を介護者の冠婚葬祭や休養等の理由により、介護者から一時的に預かり、入浴や食事の提供などの介護を行う短期入所生活介護（ショートステイ）を行っている。

【施策】

飯伊地域の需要に応じたベッド数の確保や魅力ある施設となるよう指定管理者を管理していく。

13 知的障害者更生施設の設置、管理及び運営に関すること

【現状と課題】

- (1) 阿南学園は、昭和33年に知的障害児童施設として設立され、その後、知的障害者更生施設へと変わり、更生訓練による社会自立を目指す施設として現在、定員90名で運営している。利用者の中には社会自立、家庭復帰した者もいたが、大半は永年施設生活をおくっている。今後、利用者の地域生活への移行を促進する必要がある。
- (2) 近年、利用者の重度化、高齢化、入所期間の長期化により支援に苦慮する事例も多くなってきており、利用者の多様化に対応した支援計画を立てる必要がある。
- (3) 在宅の知的障害者を一時的に預かり支援を行う短期入所の利用を受け入れている。
- (4) 施設は、現在の場所へ昭和53年に移転新築以来26年が経過した。施設の老朽化が進み、施設の小規模化、個室化も図る必要がある。

【今後の方向】

- (1) 障害者福祉施策の中で、平成15年度より支援費制度が始まったが、介護保険制度との統合が検討され、制度の改定が予想されるが、利用者本位に立ったサービス提供を目指していく。
- (2) 更生訓練により社会自立を目指す者と、生涯快適な施設生活をおくる者の目的にあった支援体制を整備し、健全な施設運営を図っていく。
- (3) 施設が在宅支援の拠点としての役割を担うことを目指していく。

【施 策】

- (1) 施設改築についての調査研究を行う。
- (2) 入所者により良い支援を行うため、職員の意識改革、専門性の向上を目的とする研修等を実施する。
- (3) ボランティア活動の啓発と育成を図り、積極的に受け入れを進める。また、地域との交流、連携を積極的に推進する。

阿南学園市町村別入所者数

(平成17年3月1日現在)

市町村名	男	女	計	市町村名	男	女	計
飯田市	19	17	36	松本市		1	1
松川町	1	2	3	岡谷市	1		1
高森町	3	2	5	諏訪市		1	1
阿南町	3	2	5	伊那市	2		2
清内路村		1	1	駒ヶ根市	2		2
阿智村	2	1	3	飯島町		1	1
浪合村				南箕輪村	1		1
平谷村				中川村	1		1
根羽村	1		1	宮田村		1	1
下條村	1	2	3	上松町		1	1
売木村	1	1	2	高山村	1		1
天龍村		1	1	県内他市町村計	8	5	13
泰阜村	2		2	静岡県水窪町	1		1
喬木村	2		2	静岡県静岡市	1		1
豊丘村	3	1	4	愛知県豊田市		1	1
大鹿村		1	1	山梨県甲斐市		1	1
上村				県外計	2	2	4
南信濃村	2	2	4				
管内計	40	33	73	合計	50	40	90

14 知的障害者グループホームの設置、管理及び運営に関すること

【現 状】

知的障害者グループホーム「友愛の家（平成9年10月開所）」と「北の家（平成15年10月開所）」は、阿南町にそれぞれ入居定員4名で開所し、知的障害者が地域社会の中で食事等、日常生活の支援を専任の世話人から受けながら共同で自立生活を送っている。また、運営については、阿南学園が支援を行っている。

【今後の方向】

- (1) 福祉施策の中で、障害者が地域生活へ移行することが重要視されており、グループホームの位置付けは特に重要であり、施設生活から地域生活への流れは今後も一層進むと思われる。
- (2) 障害者が地域で暮らすという基本姿勢を保持、推進しながら入居者に魅力ある快適な生活が送れるように支援体制を整えていく。

【施 策】

- (1) 入居者、世話人はもとより、バックアップ施設の職員を含め、地域住民と密着した生活が送れるよう、地域住民の理解を得ることに努める。
- (2) 住居の快適性、利便性を図るため、住居の新築等について調査研究する。

グループホーム設置状況

【友愛の家】

- ・設 置 平成9年10月1日
- ・位 置 阿南町北条2436
- ・定 員 4人
- ・入居者数 4人 男2人 女2人

【北の家】

- ・設 置 平成15年10月1日
- ・位 置 阿南町北条2388-4
- ・定 員 4人
- ・入居者数 4人 男4人

- 15 ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の広域化計画の策定並びに同計画に基づく事業の実施に関連して、広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

【現状と課題】

(1) 一般廃棄物を共同処理する組織

飯伊地域における一般廃棄物の可燃ごみ処理は、収集運搬を各市町村がそれぞれ直営又は委託により行っており、焼却処理は、平成14年12月から、広域連合による処理が開始された。なお、根羽村は愛知県の北設楽衛生処理組合と共同処理している。

不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみの処理は、各市町村で個別に回収及び最終処分を行っている。

(2) ダイオキシン類の排出削減対策

平成9年に、国はダイオキシン類の発生防止等のガイドラインを策定し、広域化による連続焼却炉への集約を求めており、また、焼却施設から排出されるガス中のダイオキシン類の濃度基準を設け、平成14年12月から適用することになった。

このため飯伊地域では、新焼却施設を設置することで恒久的なダイオキシン類排出削減対策に対応したが、これまで使用してきた施設は廃炉となり残されている。

(3) 資源循環型社会への対応

従来、ごみは焼却して処分するという考え方であったが、環境保全への配慮、資源として再利用する仕組みづくりが社会の要請になっている。

(4) 粗大ごみ処理施設の設置

粗大ごみについては、特定家庭用機器再商品化法（廃家電製品リサイクル法）が定着したことから、今後必要とされる施設について検討する必要がある。

(5) ごみ処理広域化計画の推進

平成10年度に資源循環型社会の構築を目指すごみ処理基本計画を策定し、関係市町村が統一して推進する基本施策を示した。今後、この計画の推進を図ることが必要である。

【今後の方向】

- (1) 飯伊地域においては、可能な限りの減量化・再資源化を行い、必要最小限のごみを処理するライフスタイルへ移行する資源循環型社会の構築を目指す。このため、可燃ごみより生じるエネルギーを有効活用し、また焼却灰を無害化し、資源として利用する。

- (2) 平成10年度のごみ処理広域化計画策定を受け、資源循環型社会の構築と、安全で効率的な廃棄物処理体系確立のための基本方針及び基本施策に従い、広域連合及び関係市町村は統一したごみ処理体制の構築に取り組む。

【施 策】

- (1) 関係市町村は、ごみ処理広域化計画の統一方針に基づいたごみの減量化、リサイクルの推進、適正処理の目標達成のために、各市町村が足並みを揃えて、次の事項に取り組む。また、計画の達成のために必要な施策の実施や体制整備を連携して行う。

ごみ発生量の減量化

買い物袋の持参や過剰包装の防止等を住民及び事業者呼びかけ、物を大切に使うことにより、ごみとしての排出を抑制する。また、減量方針として、平成29年度までに現状の10%削減を目指す。

厨芥類の資源化

一般家庭及び公共施設等における生ごみ堆肥化機器・施設の導入を図り、農地還元等を推進する。

店頭回収の推進

スーパー・商店等の店舗において、食品容器等の店頭回収を推進する。

その他適正排出に係ること

可燃・不燃ごみの適正排出を住民及び事業者周知し、またリサイクル可能な紙類・プラスチック系ごみは資源回収を行うよう徹底する。

既存施設の適正処置

焼却場の切り替えに伴って廃炉となっている管内3施設の、適切な処置を図る。

- (2) 広域連合は、ごみ処理広域化計画に基づいて、必要な施設について検討する。

16 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

【現状と課題】

(1) ごみ焼却施設の現状

飯伊地域における一般廃棄物ごみ焼却施設の現状は、次のとおり。

施設名	処理対象域	処理能力	稼働開始年	今後の 運転計画
ごみ中間処理施設 桐林クリーンセンター	飯伊 17 市町村	93 t / 日	2002 年	H30 まで運転予定
ごみ処理施設 桐林クリーンセンター	飯田市・北部 (大鹿村除く)	120 t / 日	1989 年	廃炉
南部 清掃センター	南部	10 t / 日	1983 年	廃炉
西部 衛生センター	西部 (根羽村除く)	10 t / 日	1973 年	廃炉

(2) 廃棄物処理法によるダイオキシン類の排ガス中濃度については、平成 14 年 12 月の新焼却場稼働をもって対応したが、廃炉とした既存施設の今後の取扱いについて万全を期す必要がある。

(3) 新焼却場で焼却をした後排出されるものの更なる有効活用について検討する必要がある。

【今後の方向及び施策】

(1) 新ごみ焼却場の管理及び運営を行い、ISO14001 認証取得など安全・安定したごみ処理に努める。

(2) 新焼却場で焼却をした後排出されるものの資源化や熱エネルギーの有効利用が最大限行われるよう努める。

(3) 施設を設置する地域の理解と協力を得るために、誠意を持って対応する。

(4) 広域連合は、関係市町村と連携して責任体制を確立し、効率的で最善の管理運営を行い、住民からの信頼の確保を図る。

(5) 関係市町村は、ごみ処理広域化計画に基づいて、搬入ごみ量の減量化、分別の徹底を図る。

17 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること

【現状と課題】

(1) し尿の共同処理の状況

飯伊地域においては、飯田市及び北部地域のし尿の衛生的処理を効率的に行うため、し尿処理施設飯田竜水園を設置し、管理及び運営を行っている。

また、その他の町村では西部衛生施設組合、南部衛生施設組合が各共同処理施設を設置運営し、根羽村は、愛知県で共同処理を行っている。

(2) 飯田竜水園の現状

- ・ 処理区域 飯田市・松川町・高森町・豊丘村・喬木村・大鹿村
- ・ 処理能力 204kl / 日 (し尿 197kl / 日 + 浄化槽汚泥 7kl / 日)
- ・ 処理方法 標準脱窒素処理方式 + 高度処理
- ・ 脱水汚泥の処理 焼却し、焼却灰は最終処分場で埋立処分

【今後の方向及び施策】

(1) 公共下水道等の普及により、今後減少するし尿処理量と反面増加する汚泥の広域的処理に対応していくことが必要である。

特に脱水汚泥の処理については、コンポスト化による農地還元や焼却灰を再資源として有効利用することを検討する必要がある。

(2) 周囲の環境に配慮し、施設処理能力を十分に発揮させるため、適切な管理運営を行う。

(3) 施設周辺住民や圏域住民に信頼される運営を行うため、施設見学や放流水の水質結果の公開を引き続き行っていく。

(4) 広域連合管内の処理施設から発生する脱水汚泥の広域処理について検討を行う。

(1 6 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること)

【旧桐林クリーンセンター】

構成 飯田市・松川町・高森町・豊丘村・喬木村
(清内路村・阿智村・浪合村・平谷村・大鹿村のごみ処理を受託で行う)

処理状況 (単位:t)

年 度	委託収集			直接搬入	合 計
	飯田市	北部	西部		
平成11年度	13,531.44	2,856.64	881.73	5,412.45	22,682.26
平成12年度	13,204.28	3,088.83	498.01	5,771.86	22,562.98
平成13年度	13,970.38	3,517.83	515.86	6,343.81	24,347.88
平成14年 4月～11月	9,582.87	2,482.61	403.25	4,866.37	17,335.10

【新桐林クリーンセンター】

構成 飯田市・松川町・高森町・豊丘村・喬木村・阿南町・清内路村・阿智村
浪合村・平谷村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・大鹿村・上村・南信濃村

処理状況 (単位:t)

年 度	委託収集				直接搬入	合 計
	飯田市	北部	西部	南部		
H14年12月 ～ H15年3月	4,393.87	1,163.60	229.7	366.65	2,327.73	8,481.55
平成15年度	14,487.47	3,858.23	257.34	1236.71	7,950.47	27,790.22

(1 7 し尿処理施設の設置、管理及び運営に関すること)

【飯田竜水園】

構成 飯田市・松川町・高森町・豊丘村・喬木村・大鹿村

処理状況 (単位:キログラム)

年 度	飯田市	町村計	合 計
平成11年度	38,913.14	22,227.19	61,140.33
平成12年度	35,806.33	21,227.70	57,034.03
平成13年度	35,497.69	19,903.68	55,401.37
平成14年度	31,023.59	17,990.41	49,014.00
平成15年度	30,719.20	17,362.08	48,081.28

平成11年度の処理量は大鹿村を除く5市町村
平成12年8月から大鹿村のし尿処理を受託で行う。
(大鹿村は平成13年度から構成市町村に加入)

18 保養宿泊施設伊良湖岬信州の設置、管理及び運営に関すること

【現状と課題】

- (1) 「伊良湖岬信州」は、海に恵まれない飯田下伊那の郡市民のために、昭和48年2月に愛知県渥美町伊良湖岬へ国民宿舎として開設し、広域連合が管理運営を行っている。
- (2) 管理運営については、施設開設当初から委託している。経営面において、バブル経済の崩壊後、利用客数の減少が続いており、経営は苦しい状況である。
- (3) 年間の利用客数は、昭和55年の15,319人を最高に毎年減少しており、平成15年度の利用者は6,005人であり、うち飯伊地域の利用者は923人で、全体の15.3%である。
立地条件から海の施設としての利用が多く、7・8月に利用客が集中しており、年間を通じて安定した施設利用者を確保する必要がある。また、飯伊地域の住民が持つ施設としての位置付けから、飯伊地域住民の利用増を図る必要がある。
- (4) 施設については、建築後31年経った現在において施設の老朽化や設備の不備等が目立つようになってきており、平成11年度に大規模改修を行った。

【今後の方向及び施策】

- (1) 飯伊地域住民の利用状況や、施設の現況、社会状況を考慮し、飯伊地域住民のための宿泊施設として、今後の施設経営をどのようにしていくか、検討を行う。
- (2) 利用者増のため、PRの充実や修学旅行での活用等により、飯伊地域住民の利用を促進する。また、利用が多い愛知県内での集客を促進する。

利用状況

区分 年度	宿泊人数		
	総宿泊者数 (人)	うち飯伊 利用者(人)	構成比 (%)
平成5年度	13,298	224	1.7
平成6年度	12,172	385	3.2
平成7年度	11,580	483	4.2
平成8年度	10,967	425	3.9
平成9年度	9,564	547	5.7
平成10年度	8,467	563	6.6
平成11年度	7,330	690	9.4
平成12年度	8,649	1,200	13.9
平成13年度	8,195	889	10.8
平成14年度	6,487	921	14.2
平成15年度	6,005	923	15.2

【施設概要】

敷地面積：10,304.89m²
 建物面積：1,774.85m²
 収容人数：80名
 住所：
 愛知県渥美郡渥美町
 大字中山字岬1-21
 委託先：
 H15.3.31まで
 (財)長野県農村文化協会
 H15.4.1から
 下伊那郡町村会

19 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、広域連合が処理することとされた次に掲げる事務

(1) 県条例により、広域連合が処理することとされた事項については、住民の身近なところで許可等を行い、住民の利便性の向上に資する。

火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関すること

火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等に関して、区域内の4消防署6分署全てで申請書の受理を行い、許認可及び届出事務の処理は、4消防署において行う。

事務処理にあたっては、適正な審査を行うとともに、関係機関との連絡調整を密にし、事務処理期間の短縮を図る。

液化石油ガス設備工事の届出の受理に関すること

液化石油ガス設備工事の届出の受理に関して、区域内の4消防署6分署全てで届出の受理を行い、事務処理は4消防署において行う。

事務処理にあたっては、適正な審査を行う。

(2) 地方分権の進展により、今後も国、県から権限委譲が逐次あると思われるが、地域の主体的、自主的な発展と住民の利便性向上のため、必要な権限等の委譲を積極的に受け入れていく。

20 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画は平成11年度から始まったが、本計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とし、以降5年間を単位に、計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、事務の追加等変更の必要が生じた場合は、議会の議決を経て随時改定していく。